

令和3年8月26日

保護者 様

那覇市立仲井真小学校  
校長 金城 和也  
(公印省略)

### 学習用タブレット端末の臨時休業における貸与について

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

GIGA スクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と校内Wi-Fi環境を整備し、本校においても新たな取り組みが始まっています。

本校においても新型コロナウイルス感染症拡大により臨時休業となりましたので個別最適化された学習を実現するため、学習用タブレット端末を用いて自宅でも学習できるよう一定の要件において貸与することといたしましたので通知いたします。

### 記

#### 1 貸与要件

貸与における遵守事項を確認の上、学校長に対し「那覇市学習用タブレット端末貸与申請書」を学校再開時に速やかに提出してください。

※ 学習用タブレット端末の貸与にあたって、家庭にWi-Fi環境があることが必要となります。詳しくは下記「3 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて」をご覧ください

#### 2 貸与期間

貸与期間は学校の臨時休業期間が終了するまでとなります。

#### 3 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて

学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。ご家庭のWi-Fi環境に接続しご利用くださいますようお願いいたします(接続方法については別紙の資料を参考にしてください)。

4 Wi-Fi環境がない世帯に対し、那覇市教育委員会よりモバイルWi-Fiルーター貸与(2次申請)がございます。Wi-Fiルーターが必要な場合は別紙を記入し、8月31日(火)午前中までに学校(事務室前)まで提出をお願いします。受け渡しは後日スクリレ等でお知らせします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

#### 5 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
- (3) 別紙「タブレット端末貸与許可書兼遵守事項確認書」に従い、適切な管理をお願いします。

問い合わせ先  
仲井真小学校  
電話:917-3330  
教頭 仲地